平成２２年（フ）第１８号
兵庫県加東市藤田1523番地　ハーモニープラザメイプル305号室、住民票上の住所兵庫県小野市福住町356番地の108
債務者　小東　輝見（旧姓柳）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第４１号
香川県高松市成合町650番地５
債務者　香西　静子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１０２号
福岡県八女市本村425番地239
債務者　中村　道夫
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第４号
福岡県八女郡広川町大字一條1038番地13
債務者　木庭　　洋
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第５号
福岡県八女郡広川町大字一條1038番地13
債務者　木庭トモ子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第６号
福岡県八女市室岡1297番地10
債務者　金子久美子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第７号
福岡県八女郡広川町大字新代1389番地651
債務者　荒川　由美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第３号
鹿児島県南さつま市加世田益山8681番地３
債務者　井手　利彦
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第８号
鹿児島県南九州市頴娃町別府365番地２
債務者　河口　千奈
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１１号
鹿児島県枕崎市新町82番地１
債務者　揚野　富郎
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１２号
鹿児島県指宿市山川福元150番地
債務者　篠原　幹明
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１３号
鹿児島県指宿市西方318番地　県営大園原団地342
債務者　吉村　真二
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１４号
鹿児島県指宿市十二町4270番地21
債務者　髙橋　靖恵
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１６号
北海道沙流郡平取町字貫気別274番地９
債務者　木村　真弓
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
北海道日高郡新ひだか町静内高砂町３丁目７番６－９号
債務者　沼田真由美
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第１８２７号
東京都江戸川区江戸川１丁目18番地　ホワイトコーポ206、申立時の住所仙台市太白区長町南４丁目22番11号　ハイムグランツ201
債務者　平野　正雄
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字鳥飼84番地26
債務者　須田　幸雄
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
仙台市宮城野区南目館１番１号　第２特科群、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字白鳥84番地の２　６Ｂ７Ｌ　ドレミ館たいわ202
債務者　坂井　布明（旧姓関）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係